

「汚職防止のための効果的な刑事司法の運営」

～第13回汚職防止刑事司法支援研修を終えて

国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 和泉 久美子

1 はじめに

アジア研では、平成22年10月18日から11月12日までの間、海外から16か国17名、国内から6名（うちオブザーバー2名）の参加を得て、第13回汚職防止刑事司法支援研修を実施しました。主任教官の立場から、概要をご紹介します。

なお、以下、意見にわたる部分は、筆者の私見です。

2 主要課題の趣旨及び研修の概要

本研修の目的は、汚職対策について、参加各国における刑事司法上の問題点の改善・強化策を検討することにより、参加各国における犯罪の防止及び刑事司法の充実・発展に寄与するとともに、参加者の相互理解を促進し、各国の実務改善のための継続的な情報交換に向けたネットワークを構築することにあります。

そこで、まず、汚職の実態及びその対策の実情について参加者が自国の紹介をし、それぞれが抱える問題点を共有した後、汚職対策の国際的指針である腐敗の防止に関する国際連合条約（UNCAC）や国際的な汚職対策への取組について、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）のディモステニス・クリシコス氏の講義を受けました。また、汚職対策の分野で成果を上げているシンガポール及び香港から、シンガポール汚職行為捜査局副局長コウ・テック・ヒン氏及び香港特別行政区独立汚職対策局副局長代理スティーブン・ラム氏をそれぞれ招いて、シンガポール及び香港で実施されている効果的かつ実効的な汚職対策についての知識を深めました。更に、国内からも、汚職捜査に精通している講師から講義を受け、日本の汚職対策についての情報を共有しました。

その後、参加者は、2つのグループに分かれ、汚職防止及び汚職捜査という角度の異なる視点から、取るべき汚職対策について討議し、汚職撲滅のために国として取り組むのが望ましいと思われる事項について提案をまとめ、これを発表しました。

汚職防止という視点からは、汚職を根絶するという強い政治的意思が必要であり、国民から支持を受けたこの政治的意思により、汚職対策に資する法整備と、それを実行あらしめる方策として政治的影響を受けない独立した汚職対策機関を設けるなどの提案がなされました。また、汚職捜査という視点からは、汚職犯罪については厳しい態度で臨み、適切な捜査遂行・公判維持に向け、証人保護制度の確立や情報収集手段の一つとしてF I U情報を積極的に活用するなどの提案がなされました。

3 終わりに

今回の研修では、アフガニスタン、ボツワナ、ブラジル、コンゴ民主共和国、エルサルバドル、インドネシア、イラク・クルディスタン地域、メキシコ、ネパール、パキスタン、パラグアイ、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、ジンバブエといった国々から参加者を得ました。今回の研修は、筆者が主任を務める初めての研修ということもあり、研修開始前には、出身国も、法制度も、抱える問題も異なる多くの参加者が一つ

の課題について討議し、意義のある提案をすることが果たして可能なのだろうかという不安がありました。しかし、研修が始まり、プログラムが進んで行くに従い、私の不安はき憂であったことが分かりました。

参加者は皆、自国から汚職を追放し、より良い社会を作りたいという理想を持ち、そのために有益な情報や知識を得たいという思いから、自国の実情を率直に紹介した上で、積極的に講師に質問をし、また、討議に参加していました。知識の吸収に留まらず、どんなことにもどん欲に取り組もうとする彼らの姿勢を目にするたびに、筆者は、感動を覚えました。参加者は、日中のプログラムを終えた後も積極的に交流を図り、日に日にその信頼関係を深めていきました。信頼関係が深まることで、日中のプログラムにおいても、より率直に意見を交換することができたことから議論が深まり、そのことで信頼関係が更に深まるという好循環が生まれました。研修の最後には、参加者から、「腐敗のない国を作ろうという同じ志を持った仲間がそれぞれの国で頑張っていると思うと、自分ももっと頑張ろうという気持ちになれる。」という発言が出て、皆の賛同を得ました。

単に知識や情報の普及を図るのではなく、このような思いを共有してもらったことこそが、今回の研修が目指したものであり、また、一番の成果であったと思います。様々な国からの参加者の気持ちが一つになるという素晴らしい場面に立ち会うことができ、筆者は、参加者に心から感謝しています。そして、彼らに負けないよう、筆者自身、刑事司法に携わる者の一人として何ができるのかを今後も真剣に考えていきたいと思いました。